

子育て



児童扶養手当制度改正について

児童扶養手当法の一部改正により、令和6年11月分（令和7年1月支払分）から所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げとなります。詳細については、子ども幸福課窓口までお問い合わせください。

なお、すでに手当を受給されている方については、現況届を提出していただくことで、引き上げ後の所得限度額および加算額で手当額を計算します。

問 子ども幸福課 本3階 0287-23-8932

健康・福祉



10月は乳がん月間です

乳がん罹患数は、女性がかかるがんの第1位です。乳がんは、日頃から自分の乳房の状態に関心をもって生活すること（ブレストアウェアネス）と、乳がん検診が早期発見に繋がります。

【ブレストアウェアネス】

- 1 自分の乳房の状態を知る
2 乳房の変化に気を付ける
3 変化に気づいたらすぐ医師に相談する
4 定期的に乳がん検診を受診する

日頃の生活の中で実践してみましょう。今年度の検診がまだの方は、この機会に受診をお勧めします。

問 健康政策課 本3階 0287-23-7601

市制施行70周年記念 第27回大田原市福祉ふれあいまつり

- 日時 10月12日(土)10:00~13:00
場所 道の駅那須与一の郷、那須与一伝承館

費用 入場無料

内容

ステージイベント バンド演奏・ダンス・紙芝居・社会福祉協議会会長表彰

展示

ヘルプマークの啓発・施設紹介・学校紹介・作業学習製作品・共同作品・絵画作品・陶芸品

模擬店

焼きそば・コロケ・たこ焼き・織物座布団・クッキー・野菜・コーヒー

豆などの販売・バザー

- 食生活についての相談
福祉相談所
知的障害者の疑似体験
ポップコーンの無料配布
フードドライブ

問 福祉課 本3階 0287-23-8921

那須赤十字病院 マイタウンまつり 2024

那須赤十字病院は基本理念「マイタウン・マイホスピタル〜地域に根ざし、ともに歩み、心ふれあう病院に〜」を基本理念に、地域の皆さまが安心安全に治療に専念できるよう努めています。

この度5年ぶりに病院祭を開催します。地域の皆さまにこれまで以上に当院や医療について親しみをもっていただきたいと思ひます。誰でも参加できますので、ご家族やご友人を誘って遊びにきてください。

- 日時 10月20日(土) 10:00~15:00
場所 那須赤十字病院
内容 体験会の開催、赤十字救急法・幼児安全法、ドクターカー・救急車展示、救護所展示、ゲームコーナーなど

問 那須赤十字病院 病院祭事務局 0287-23-1122(代表)

税



毎年10月は全国不正軽油撲滅強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、軽油の代替燃料として灯油や重油を混和するなどして使用するものです。

知事の承認を受けずに自動車の燃料として灯油や重油を使用するなど、不正軽油に関わる者は、すべて罰則の対象になります。

不正軽油に関する情報は、下記担当または「不正軽油110番情報提供フォーム」にお寄せください。



問 栃木県税務所軽油引取税調査担当 0282-23-3862

暮らし



食品ロスを減らしましょう

食品ロスとは、本来食べられるのに、捨てられてしまった食品のことです。①食べ残し②直接廃棄(賞味期限切れなどにより手つかずのまま廃棄されたもの)③過剰除去(厚くむき過ぎた野菜の皮など、過剰に除去された可食部分)の3つに分類されます。資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスの削減が求められています。

食品ロスの現状 日本では、年間約472万トン発生していると推計されています(令和4年度)。約半分(236万トン)は家庭からのもので、1人1日当たりおにぎり約1個のご飯の量に近い量(約103g)の食べ物が捨てられています。

食品ロスを減らすために

災害に備え、家庭でも食品を備蓄することが増えていますが、備蓄されたまま賞味期限を迎え、廃棄されてしまうケースがあります。備蓄食料を日常的に消費し、消費した分を買い足すことで、食品ロスをなくし、同時に、実際に災害が起きてしまった際に期限切れで食べることができない、といった事態を防ぐこともできます。市が行ったもやせるごみの含有物の調査(ごみ質分析)の際にも、未開封のレトルト食品や、手つかずの野菜などの食品ロスが発見されています。食品ロスの削減のため、皆さまのご協力をお願いします。

問 生活環境課 本2階 0287-23-8706

広告

弁護士による無料法律相談会

弁護士法人高木光春法律事務所 宇都宮市鶴田3丁目1番1号(栃木県弁護士会所属)

とき 10月23日(水)午後2時~午後4時30分
ところ トコトコ大田原3階 市民交流センター会議室3 ※お車でお越しの方は立体駐車場をご使用下さい

内容 弁護士による無料法律相談(相続問題(相続放棄含む)、債務整理、損害賠償、その他法律問題)

参加費 無料/4組まで(予約先着順)
申込 前日までに当事務所宛お電話でご予約下さい TEL:028(647)3521(平日午前9時~午後5時)

広告

HPはこちら



※財源確保のため、有料広告を掲載しています。

9月・10月は「行政相談月間」です

総務省では、9月と10月の2か月間を「行政相談月間」と定めています。関連事業として、大田原市担当の行政相談委員が次のイベント会場に特設相談窓口を開設します。お気軽にご相談ください。

【国際医療福祉大学学園祭】

●日時 10月13日(日)10:00～15:00

●場所 国際医療福祉大学大田原キャンパス

【大田原市産業文化祭】

●日時 11月2日(土)・3日(日)10:00～16:00

●場所 県北体育館メインアリーナ
※毎月の行政相談開設日時については生活カレンダーをご覧ください。

問 総務省栃木行政監視行政相談センター

☎028-634-4680

問 情報政策課 本6階

☎0287-23-8700

10月は「土地月間」です

一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

●市で届出の必要な面積

①都市計画区域内 5,000㎡以上

②都市計画区域外 1万㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地が隣接し、ひとまとまりの土地の合計面積が上記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

●届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金などの一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

●届出者 権利取得者(土地売買の場合は買主)

●届出期限 契約日から2週間以内(契約日を含む)

●届出書類 土地売買等届出書1部

問 都市計画課 本5階

☎0287-23-8711

建築基準法が改正され建築確認申請の制度が変更になります

建築確認申請の制度が大きく変更となり、湯津上地区および黒羽地区において、建築確認申請の対象となる建築物の範囲が次のとおりとなります。

建築物の工事に着手される方はご

注意ください。

●施行期日 令和7年4月1日

●建築確認申請の対象範囲

建築物の用途や構造などによらず、階数2以上または延べ面積200㎡超の建築物

※詳細は、市HPをご覧ください。

問 建築住宅課 本5階

☎0287-23-1178



大田原ブランド認定品の募集

本市では、大田原市の自然豊かな環境のもとで生産または加工製造される特に優れた特産品を大田原ブランドとして認定し、大田原市の知名度向上と産業の振興、地域活性化を図っていくことを目的として大田原ブランド認定事業に取り組んでいます。

●申請資格 認定の対象となる特産品を生産又は加工製造している個人、企業、団体等で、原則として、市内に主たる事業所を有すること

●募集期間 10月1日(火)～11月15日(金)

●申請方法 大田原ブランド認定申請書に必要な事項を記載の上、関係書類を添えて下記まで郵送(当日消印有効)または持参(窓口平日8:30～17:00)

※募集要項、申請書などは下記窓口で配布または市HPからダウンロードできます。

●選定方法 大田原市ブランド推進協議会において、申請内容を審査し、決定

※詳細は、大田原ブランド認定募集要項をご覧ください。

問 商工観光課 本4階

〒324-8641

大田原市本町1丁目4番1号

☎0287-23-3145



10月は正しい犬の飼い方強調月間です

飼い主は、犬を飼う上で次の項目を守っていただく必要があります。

▶飼っている犬を市に登録し、鑑札を首輪に付ける

▶毎年「狂犬病予防注射」を受けて、注射済票を首輪に付ける

▶放し飼いをせず、リードでつなぐか柵内(屋内)で飼う

▶散歩の際は、必ずリードを付け、フンは必ず持ち帰る(公園などでも)

▶無駄吠えなどで他人に迷惑をかけるような「しつけ」をする

▶全てのことに責任をもって犬を飼う
犬を飼うには、犬の命を預かる責任と共に社会に対する責任があります。マナーを守り、責任のある飼い方をしましょう。

また、飼い犬をむやみに傷つけたり、衰弱させたりするなどの虐待や、飼いきれなくなったという理由で犬を遺棄することは法律に違反します。犬も人と同じ命ある動物で大切な家族です。無責任な飼い方はやめましょう。

その他、飼い犬がみだりに繁殖し、適正な飼育が困難とならないよう、あらかじめ避妊および去勢手術をおすすめします。市では犬(猫)の避妊手術費および去勢手術費の補助制度がありますので、お問い合わせください。

飼い主の責務を果たせない場合には「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する法律」「栃木県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、罰則が適用される場合がありますので、正しい飼い方を心がけましょう。

※犬の新規登録および転入・死亡・譲渡などがある場合には、生活環境課または各支所で手続きをしてください。

【犬の各種手続き・避妊および去勢手術費補助金に関すること】

問 生活環境課 本2階

☎0287-23-8832

【犬の飼い方に関すること】

問 栃木県動物愛護指導センター

☎028-684-5458

公募型樹木伐採の実施について

栃木県では、河川内に繁茂している樹木について、民間と協働した樹木伐採を実施していきます。そこで、個人・団体問わず、本人が伐採し、持ち帰っていただける方を募集いたします。(無償)

詳細については、栃木県HPまたは各土木事務所HPをご覧ください。所定の様式に必要な事項を記入の上、応募してください。

●募集期間 10月4日(金)～18日(金)

問 栃木県河川課

☎028-623-2444

問 栃木県大田原土木事務所

☎0287-23-6543



無料調停相談会

●日時・場所

▶11月7日(土) 9:30～15:00
トコトコ大田原3階 市民交流センター
▶11月14日(土) 9:30～15:00
黒磯公民館 いきいきふれあいセンター
▶11月28日(土) 9:30～15:00
矢板公民館

●相談員 宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部所属調停委員

●相談内容

・土地、建物、金銭、交通事故など民事に関する問題
・夫婦、親子、相続、戸籍など家事に関する問題
※事前申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

問 宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部
☎ 0 2 8 7 - 2 2 - 2 1 1 2

～相続登記はお済みですか～「相続・遺言に関する講演会&相談会」開催

●日時 11月23日(土) 10:00～15:00
●場所 栃木県青年会館 コンサレー(宇都宮市駒生1丁目1-6)

●費用 無料

●申込方法 10月7日(日)～11月13日(土)に下記へ電話で申し込み
※詳細は、宇都宮地方法務局HPをご覧ください。

問 宇都宮地方法務局総務課
☎ 0 2 8 - 6 2 3 - 0 9 1 1



DV相談+

DV相談+は、配偶者やパートナーからの暴力(DV)について、専門の相談員と一緒に考えます。

DVのお悩み、ひとりで抱えていませんか? どんなご相談でもお気軽にご連絡ください。

チャット(10の外国語に対応)やメールでも相談が可能です。詳細はHPをご覧ください。

☎ 0 1 2 0 - 2 7 9 - 8 8 9

☎ <https://soudanplus.jp/>

問 政策推進課 本6階

☎ 0 2 8 7 - 2 3 - 8 7 1 5



文化・教養



第39回大田原文化協会美術展 出展者および会員の募集

●開催日 11月15日(金)～17日(日)
●場所 那須野が原ハーモニーホー

ル 第1・2 ギャラリー

●対象者 市内在住・在勤・在学している方で大田原文化協会美術部員以外の方

●募集内容 日本画、水彩画、色紙画、洋画、書道、写真、竹工芸、彫刻、陶芸、華道、版画、トールペイント、切り絵など

※1人2点まで、絵画などの大きさは30号以下です。

●費用 1点500円、文化協会費500円(11月15日(金)作品搬入時に支払い)

●申込方法 10月18日(金)までに文化振興課へ電話で申し込み

問 文化振興課 本4階

☎ 0 2 8 7 - 2 3 - 3 1 2 9

黒羽芭蕉の館企画展「黒羽藩主大関家の最重要史料—徳川将軍と黒羽藩領—」

黒羽藩主大関家が領知(領有・支配)する本領の生産高すなわち領知高は、江戸時代前期から幕末維新期まで1万8千石で、変化はありませんでした。この1万8千石の領知については、歴代の江戸幕府将軍が発給した領知朱印状によって公認されてきました。大関家では、領知朱印状をはじめ、領知目録・叙任関係文書・御内書(将軍の書状)・中世文書などの最重要史料を「御朱印箱」と呼ばれる二つの桐箱に収納して、大切に保管してきたのです。

大関家が初めて領知朱印状を受給したのは、4代将軍徳川家綱からで、寛文4年(1664)のことでした。この時は、全国の諸大名宛てに一斉に領知朱印状が発給されており、「寛文印知」と呼ばれています。

今年が寛文印知から360年となるのを記念して、黒羽芭蕉の館では、「黒羽藩主大関家の最重要史料—徳川将軍と黒羽藩領—」をテーマとした企画展を開催します。二つの「御朱印箱」に収納されて、現在まで守られてきた最重要史料の数々(約50点)を展示し、それぞれの内容について解説します。

●日時 10月26日(土)～12月15日(日)

●場所 黒羽芭蕉の館 展示室

●観覧料 大人300円(200円)、小中学生100円(50円)

※()内は20名以上団体料金

●関連企画 ギャラリートーク

①10月26日(土)13:30から

②11月23日(土)13:30から

※事前の申し込みは不要ですが、観

覧料はかかりません。時間までに展示室にお集まり下さい。

問 黒羽芭蕉の館

☎ 0 2 8 7 - 5 4 - 4 1 5 1

FAX 0 2 8 7 - 5 4 - 4 1 8 8

侍塚古墳・上侍塚北古墳 発掘調査合同現地説明会のお知らせ

●日時 10月27日(日)

【午前の部】10:00～11:20

【午後の部】13:00～14:30

※小雨決行、荒天時は中止とします。

●集合場所 旧佐良土小学校駐車場
※駐車場から現地までは20分間隔を目安に送迎バスを出します。送迎バスの定員の都合上、お待ちいただく場合があります。

※費用は無料です。

※説明会場周辺には駐車できません。必ず上記の駐車場をご利用ください。

●費用 無料

●申込方法 申し込み不要

●その他 足場の悪い場所もありますので、滑りにくい靴でご参加ください。

【侍塚古墳について】

問 公益財団法人とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センター普及活用課

☎ 0 2 8 5 - 4 4 - 8 4 4 1

【上侍塚北古墳について】

問 なす風土記の丘湯津上資料館

☎ 0 2 8 7 - 9 8 - 3 3 2 2

侍塚古墳ツアー

湯津上地区にある侍塚古墳を中心に那須国造碑を見学しながら解説します。

●期日 10月27日(日)13:00～15:30(12:30受付開始)

●対象 地域文化に興味のある方

●集合場所 なす風土記の丘湯津上資料館

●定員 20名程度(要予約)

●費用 500円(拝観料など)

●申込方法 下記に電話で申し込み

問 なす風土記の丘湯津上資料館

☎ 0 2 8 7 - 9 8 - 3 3 2 2

